

広島県告示第八百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市新市町相方及び同町新市地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
相方下川（三二）	土石流	相方下川（三二）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
相方下川（三二隣一）	土石流	相方下川（三二隣一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
相方中川（三三）	土石流	相方中川（三三）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
相方上川（三四）	土石流	相方上川（三四）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
新市川（四七八）	土石流	新市川（四七八）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
新市川（四七八隣一）	土石流	新市川（四七八隣一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
新市川（四七八隣二）	土石流	新市川（四七八隣二）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
相方（五〇二〇）	土石流	相方（五〇二〇）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
相方二（五〇二一）	土石流	相方二（五〇二一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
下組（八二八三）	土石流	下組（八二八三）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。